

# 令和4年8月豪雨に伴う川西町被災住宅修繕支援事業の概要

## 1. 目的

令和4年8月3日から4日にかけての集中豪雨（以下「豪雨」という。）により被災された方の居住の安定と住宅の安全確保を図るため、住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

## 2. 交付対象者

- (1) 自ら居住する住宅で、豪雨により被災し、罹災証明書の交付を受けた住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方  
（店舗併用住宅の場合は、店舗部分を除く住宅部分を修繕する工事を行う方）
- (2) 令和6年3月29日（金）までに修繕工事が完成し実績報告により報告できる方

## 3. 補助金の額・・・交付する補助金の額は、罹災証明書の浸水区分に基づき、町補助金と県補助金を合計した補助金額とします。

- (1) 床上浸水の場合・・・町補助金の額：補助対象工事費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額  
県補助金の額：町補助金の額と同額又は22万5千円のいずれか低い額
- (2) 床下浸水の場合・・・町補助金の額：補助対象工事費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額  
県補助金の額：町補助金の額と同額又は20万円のいずれか低い額

## 4. 補助金の活用例

床上浸水の被害を受けた住宅の1階部分の床を修繕する工事（畳の交換、フローリング替え等）の場合

補助対象工事費100万円 × 1/2 = 50万円 ⇒ 町補助金の額30万円（上限額） ⇒ 補助金の合計額  
県補助金の額22万5千円（上限額） ⇒ 52万5千円

## 5. 申請時の提出書類 ※申請期限は令和5年12月28日（木）まで、予算の範囲内での受付になります。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 工事計画概要書（様式第2号）
- (3) 補助対象工事に要する費用の内訳明細が記載された見積書の写し  
※既に修繕工事が完成している場合は、内訳明細が記載された請求書の写し又は見積書の写し
- (4) 被災状況が確認できる工事着工前の写真  
（上記の写真が無い場合は、下記担当課までご相談ください。）
- (5) 罹災証明書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類



## 6. 担当課

川西町役場 地域整備課 建設管理グループ 電話番号0238-42-6647（直通）